

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
訓令 甲		
○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令	(人事課)	二
告示		
○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請	(循環型社会推進課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	三
○知事指定薬物の指定の失効	(業務課)	三
○昭和五十五年宮城県告示第七百三十一号(海岸保全区域の指定)の一部		
改正		
○道路の区域変更	(農村整備課)	四
○道路の供用開始(二件)	(道路課)	七
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	七
○土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(同)	九
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	九
○市街地再開発事業の規準及び事業計画変更の認可	(同)	九
公告		
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	一〇
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	一〇
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	一一

規則

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	一一
教育委員会		
○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則		一三
○宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則		一六

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「次に掲げるものとする。」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同号イ及びロを削る。

第六条第二項中「同項第三号ロ」を「同項第三号」に改め、同条中第三項、第四項及び第五項を削り、第六項を第三項とする。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(旅行雑費を支給しない地域)

第十一条 条例第二十條第一項第二号に規定する地域内は、在勤庁から八キロメートル以内の地域内とする。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の四項を加える。

(路程の計算の特例)

3 県内の旅行について陸路の路程を計算する場合には、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、第六条第一項第三号の規定にかかわらず、当該旅行の出発地、帰着地又は目的地の大字の区域ごとに知事が定める地点(当該地点が複数ある場合には、当該旅行の出発地、帰着地又は目的地に最も近いもの)を起点とし、これらを一般に利用しうる最短の経路で結ぶ路程により行うものとする。

4 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十

一日までの間、同項の規定にかかわらず、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自動車に備えた走行距離計を用いる方法その他の方法により算出した路程により計算することができる。

5 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、第三項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。

6 前項の規定により陸路の路程を計算したい場合には、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

別表第二（その三の一）中 「旅行者確認印」を「旅行者確認兼請求印」に改める。

別表第二（その四の二）中 「旅行者確認印」を「旅行者確認兼請求印」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二（その三の一）及び別表第二（その四の二）の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 改正後の職員等の旅費支給規則の規定（別表第二（その三の一）及び別表第二（その四の二）の規定を除く。）は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における第十一条の規定の適用については、同条中「から八キロメートル」とあるのは「が存する大字の区域ごとに知事が定める地点（当該地点が複数ある場合には、在勤庁に最も近いもの）から八キロメートル」とする。

訓 令 甲

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

○宮城県訓令甲第二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十一条第一項第九号中「居住地」を「住所若しくは居所」に改め、同項第十五号中「旧在勤地から新在勤地」を「旧在勤庁から新在勤庁」に改め、同項第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第二項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第八十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 松林商事株式会社

2 所在地 宮城県石巻市門脇字捨喰八十一番地一

3 代表者の氏名 代表取締役 松林 秀一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市門脇字捨喰八十一番地一

三 産業廃棄物処理施設の種類
木くずの破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
木くず

五 申請年月日
平成二十八年一月十九日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十八年一月二十九日から平成二十八年二月二十九日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十八年三月十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること)。
○宮城県告示第八十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十八年一月二十一日次の者を指定した。
平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
齋藤 之彦	外 科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号
大原 勝人	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
長井麻衣子	内呼吸器科	長井内科医院	大崎市古川三丁目一丁目三番二十五号
清野 広人	形成外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
菅原 宏文	外 科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

奈良 志博 内 科 吉岡QQクリニック

黒川郡大和町吉田字高田東十一番地

○宮城県告示第八十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があつた。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
松水 浩一	眼 科	松永眼科	名取市小山二丁目三番二十六号	松永眼科	名取市大手町三丁目五百七十三番一号

○宮城県告示第八十九号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
國分 太貴	眼 科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地

○宮城県告示第九十号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称
1 化学名 ニー(二・五)ジメトキシ一四一メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類(通称名2C1D)

2 化学名 ニー「ビス(四フルオロフェニル)メチル」スルフェニルーニールアセト

アミド及びその塩類(通称名Modafinidz)

3 化学名 ーメトキシー三ージメチルーーオキソブタンーニールー(シクロヘキシルメチル)ーイーハインダゾルーーカルボキシラート及びその塩類(通称名MOICHM INACA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

平成二十八年一月三十一日

○宮城県告示第九十一号

昭和五十五年宮城県告示第七百三十一号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県三陸南沿岸志津川海岸清水地区海岸清水地先海岸に係る表を次のように改める。

宮城県 志津川 清水地 清水地先 基点A点

三陸南 海岸 区海岸 海岸 本吉郡南三陸町志津川字権現九二番一の北緯三八度四〇分

沿岸 五六秒五一七東経一四一度二九分四五秒七三八一の地点

補助点

(1)点は、北緯三八度四〇分五六秒一三七一東経一四一度二

九分四六秒四一三七の地点

(2)点は、北緯三八度四〇分五四秒九五六六東経一四一度二

九分四五秒六八九一の地点

(3)点は、北緯三八度四〇分五三秒七五〇八東経一四一度二

九分四五秒四〇七一の地点

(4)点は、北緯三八度四〇分五一秒六六一三東経一四一度二

九分四六秒一〇三六の地点

(5)点は、北緯三八度四〇分五〇秒四八六〇東経一四一度二

九分四八秒八四四〇の地点

(6)点は、北緯三八度四〇分五〇秒四五六〇東経一四一度二

九分四九秒八三〇三の地点

(7)点は、北緯三八度四〇分四九秒六三一六東経一四一度二

九分五〇秒四九〇八の地点

(8)点は、北緯三八度四〇分四六秒二二八一東経一四一度二

九分四八秒八〇〇三の地点

(9)点は、北緯三八度四〇分四三秒二一〇一東経一四一度二

九分四六秒八八一七の地点

(10)点は、北緯三八度四〇分四一秒六二二六東経一四一度二

九分四三秒六九七七の地点

(11)点は、北緯三八度四〇分四〇秒六九〇三東経一四一度二

九分四三秒三四三八の地点

(12)点は、北緯三八度四〇分四〇秒三四〇〇東経一四一度二

九分四二秒二〇四七の地点

(13)点は、北緯三八度四〇分三九秒七八八八東経一四一度二

九分四一秒九六六一の地点

(14)点は、北緯三八度四〇分三九秒一四〇一東経一四一度二

九分四一秒五四九八の地点

(15)点は、北緯三八度四〇分三七秒四三三八東経一四一度二

九分四二秒四七六二の地点

(16)点は、北緯三八度四〇分三七秒〇六二二東経一四一度二

九分四二秒四八九四の地点

(17)点は、北緯三八度四〇分三七秒〇三〇三東経一四一度二

九分四一秒〇九六〇の地点

(18)点は、北緯三八度四〇分三七秒一四三六東経一四一度二

九分四一秒〇九一〇の地点

(19)点は、北緯三八度四〇分三七秒一四七八東経一四一度二

九分四一秒二四四七の地点

(20)点は、北緯三八度四〇分三七秒二二三四東経一四一度二

九分四一秒二四二〇の地点

(21)点は、北緯三八度四〇分三九秒一七五七東経一四一度二

九分四〇秒一八一六の地点

(22)点は、北緯三八度四〇分四〇秒一六一八東経一四一度二

九分四〇秒八一八四の地点

(23) 点は、北緯三八度四〇分四一秒〇八〇二東経一四一度二九分四一秒二二二一の地点

(24) 点は、北緯三八度四〇分四一秒四二二七東経一四一度二九分四二秒三二七一の地点

(25) 点は、北緯三八度四〇分四一秒六六〇東経一四一度二九分四二秒四一五七の地点

(26) 点は、北緯三八度四〇分四二秒四四〇七東経一四一度二九分四二秒一六九六の地点

(27) 点は、北緯三八度四〇分四三秒一九一八東経一四一度二九分四三秒〇九八五の地点

(28) 点は、北緯三八度四〇分四三秒〇一九九東経一四一度二九分四四秒一八八八の地点

(29) 点は、北緯三八度四〇分四三秒〇八四七東経一四一度二九分四四秒三一八七の地点

(30) 点は、北緯三八度四〇分四三秒五三七一東経一四一度二九分四四秒四六七九の地点

(31) 点は、北緯三八度四〇分四四秒〇五七八東経一四一度二九分四五秒四五四の地点

(32) 点は、北緯三八度四〇分四四秒二一四三東経一四一度二九分四五秒九三〇五の地点

(33) 点は、北緯三八度四〇分四四秒六一一二東経一四一度二九分四六秒四六三二の地点

(34) 点は、北緯三八度四〇分四五秒〇〇五九東経一四一度二九分四六秒八四〇九の地点

(35) 点は、北緯三八度四〇分四六秒〇三五七東経一四一度二九分四七秒五三二八の地点

(36) 点は、北緯三八度四〇分四六秒二八九三東経一四一度二九分四七秒七二七〇の地点

(37) 点は、北緯三八度四〇分四七秒六八八二東経一四一度二九分四七秒九九二一の地点

(38) 点は、北緯三八度四〇分四八秒五六〇四東経一四一度二

九分四八秒五九〇一の地点

(39) 点は、北緯三八度四〇分四八秒七〇八一東経一四一度二九分四八秒七九五一の地点

(40) 点は、北緯三八度四〇分四八秒九八四四東経一四一度二九分四八秒七八三二の地点

(41) 点は、北緯三八度四〇分四九秒四七九四東経一四一度二九分四九秒〇五二八の地点

(42) 点は、北緯三八度四〇分四九秒五〇五五東経一四一度二九分四九秒〇六七二の地点

(43) 点は、北緯三八度四〇分四九秒五二二〇東経一四一度二九分四八秒五六二二の地点

(44) 点は、北緯三八度四〇分四九秒七二〇八東経一四一度二九分四七秒九七七六の地点

(45) 点は、北緯三八度四〇分四九秒九七〇四東経一四一度二九分四七秒六一三六の地点

(46) 点は、北緯三八度四〇分五〇秒〇八九六東経一四一度二九分四七秒三七五七の地点

(47) 点は、北緯三八度四〇分五〇秒三一一〇東経一四一度二九分四六秒九〇三五の地点

(48) 点は、北緯三八度四〇分五〇秒六〇七〇東経一四一度二九分四六秒三三二二の地点

(49) 点は、北緯三八度四〇分五〇秒五二七九東経一四一度二九分四六秒一三三〇の地点

(50) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇三〇九東経一四一度二九分四五秒〇八八九の地点

(51) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇五三八東経一四一度二九分四五秒〇七一三の地点

(52) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇三四四東経一四一度二九分四五秒〇五六九の地点

(53) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇八七六東経一四一度二九分四四秒九四〇八の地点

(54) 点は、北緯三八度四〇分五一秒一五六七東経一四一度二九分四四秒九九二三の地点

(55) 点は、北緯三八度四〇分五一秒五六一東経一四一度二九分四四秒六八六二の地点

(56) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八九九四東経一四一度二九分四四秒三七三九の地点

(57) 点は、北緯三八度四〇分五一秒九三四〇東経一四一度二九分四四秒三一二六の地点

(58) 点は、北緯三八度四〇分五一秒九四三九東経一四一度二九分四四秒二二〇四の地点

(59) 点は、北緯三八度四〇分五一秒九〇二八東経一四一度二九分四四秒一九四四の地点

(60) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八三七八東経一四一度二九分四四秒二一三九の地点

(61) 点は、北緯三八度四〇分五一秒七八〇八東経一四一度二九分四四秒一七五八の地点

(62) 点は、北緯三八度四〇分五一秒七二〇五東経一四一度二九分四四秒一九三八の地点

(63) 点は、北緯三八度四〇分五一秒六六一一東経一四一度二九分四四秒一五三六の地点

(64) 点は、北緯三八度四〇分五一秒六四七九東経一四一度二九分四四秒一〇九三の地点

(65) 点は、北緯三八度四〇分五一秒六九三八東経一四一度二九分四四秒〇四八九の地点

(66) 点は、北緯三八度四〇分五一秒七〇六七東経一四一度二九分四四秒〇四五〇の地点

(67) 点は、北緯三八度四〇分五一秒七〇五三東経一四一度二九分四三秒九四三四の地点

(68) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八三八一東経一四一度二九分四三秒五七二〇の地点

(69) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八三〇七東経一四一度二

九分四三秒五三一八の地点

(70) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八四八一東経一四一度二九分四三秒五二六五の地点

(71) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八三八五東経一四一度二九分四三秒四七四二の地点

(72) 点は、北緯三八度四〇分五一秒九一四二東経一四一度二九分四三秒四五一五の地点

(73) 点は、北緯三八度四〇分五一秒九一七一東経一四一度二九分四三秒四六七六の地点

(74) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇二二〇東経一四一度二九分四三秒四三六一の地点

(75) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇二〇六東経一四一度二九分四三秒四二八一の地点

(76) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇八一二東経一四一度二九分四三秒四〇九九の地点

(77) 点は、北緯三八度四〇分五一秒〇五一二東経一四一度二九分四三秒一九七九の地点

(78) 点は、北緯三八度四〇分五一秒八八四五東経一四一度二九分四二秒九四八〇の地点

(79) 点は、北緯三八度四〇分五一秒九七〇九東経一四一度二九分四三秒三三八六の地点

(80) 点は、北緯三八度四〇分五一秒一一九九東経一四一度二九分四三秒五二三四の地点

(81) 点は、北緯三八度四〇分五一秒一三二一東経一四一度二九分四三秒五六四〇の地点

(82) 点は、北緯三八度四〇分五一秒一三九九東経一四一度二九分四三秒六一八四の地点

(83) 点は、北緯三八度四〇分五一秒一四四四東経一四一度二九分四三秒六一七〇の地点

(84) 点は、北緯三八度四〇分五一秒二〇七〇東経一四一度二九分四三秒六四三四の地点

- 85) 点は、北緯三八度四〇分五三秒二二六〇東経一四一度二九分四三秒六八七四の地点
- 86) 点は、北緯三八度四〇分五三秒一七三六東経一四一度二九分四三秒七六一二の地点
- 87) 点は、北緯三八度四〇分五三秒一六一三東経一四一度二九分四三秒七六五二の地点
- 88) 点は、北緯三八度四〇分五三秒一九七七東経一四一度二九分四三秒九九四四の地点
- 89) 点は、北緯三八度四〇分五三秒二四二五東経一四一度二九分四四秒〇九五七の地点
- 90) 点は、北緯三八度四〇分五三秒四一三三東経一四一度二九分四四秒一五三六の地点
- 91) 点は、北緯三八度四〇分五三秒五一九六東経一四一度二九分四四秒一九七〇の地点
- 92) 点は、北緯三八度四〇分五三秒五四一五東経一四一度二九分四四秒二五九五の地点
- 93) 点は、北緯三八度四〇分五三秒七二六二東経一四一度二九分四四秒一五〇八の地点
- 94) 点は、北緯三八度四〇分五三秒七七五三東経一四一度二九分四四秒四三七八の地点
- 95) 点は、北緯三八度四〇分五四秒九一一〇東経一四一度二九分四四秒四三七八の地点
- 96) 点は、北緯三八度四〇分五五秒一五二九東経一四一度二九分四四秒一八六七の地点
- 97) 点は、北緯三八度四〇分五五秒六七五三東経一四一度二九分四四秒五四五〇の地点
- 98) 点は、北緯三八度四〇分五六秒三三一二東経一四一度二九分四五秒二六九六の地点
- 99) 点は、北緯三八度四〇分五六秒六九〇五東経一四一度二九分四五秒四一五四の地点

区域

○宮城県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鹿島台鳴瀬線
- 三 道路の区域

- A、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)、(25)、(26)、(27)、(28)、(29)、(30)、(31)、(32)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(38)、(39)、(40)、(41)、(42)、(43)、(44)、(45)、(46)、(47)、(48)、(49)、(50)、(51)、(52)、(53)、(54)、(55)、(56)、(57)、(58)、(59)、(60)、(61)、(62)、(63)、(64)、(65)、(66)、(67)、(68)、(69)、(70)、(71)、(72)、(73)、(74)、(75)、(76)、(77)、(78)、(79)、(80)、(81)、(82)、(83)、(84)、(85)、(86)、(87)、(88)、(89)、(90)、(91)、(92)、(93)、(94)、(95)、(96)、(97)、(98)、(99)及びAの各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域（座標は世界測地系による）

変 更 の 区 間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	大崎市鹿島台木間塚字鎌巻五番四地先から 同市鹿島台木間塚字西新川一三番三地先まで	四・四	六・四	六二〇・〇
後		六・三	九・六	六二〇・〇

○宮城県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事	村 井 嘉 浩
道路の種類	路線名
県道	鹿島台鳴瀬線
	大崎市鹿島台木間塚字鎌巻五番四地先から 同市鹿島台木間塚字西新川一三番三地先まで
	平成二十八年 二月一日 午前十時
	供用開始年月日

○宮城県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町東舞根二〇三番一地先から 同市唐桑町浦二六番三地先まで	平成二十八年 二月一日

○宮城県告示第九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
道山沢	土石流	気仙沼市本吉町宮内（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県気仙沼土木 事務所
午王野沢2	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）		
午王野沢4	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）		

午王野沢5	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）
1 小金山沢1	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）
2 小金山沢1	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）
小金山沢2	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）
平瀬沢	土石流	気仙沼市本吉町平瀬（次の図のとおり）
平瀬沢2	土石流	気仙沼市本吉町平瀬（次の図のとおり）
信夫沢	土石流	気仙沼市本吉町信夫（次の図のとおり）
鹿の子沢	土石流	気仙沼市本吉町鹿の子（次の図のとおり）
鹿の子沢2	土石流	気仙沼市本吉町鹿の子（次の図のとおり）
鹿の子沢3	土石流	気仙沼市本吉町鹿の子（次の図のとおり）
1 鹿の子沢3	土石流	気仙沼市本吉町鹿の子（次の図のとおり）
2 鹿の子沢3	土石流	気仙沼市本吉町鹿の子（次の図のとおり）
滝沢	土石流	気仙沼市本吉町滝沢（次の図のとおり）
滝沢2	土石流	気仙沼市本吉町滝沢（次の図のとおり）
大柴沢2	土石流	気仙沼市本吉町大柴（次の図のとおり）
大柴沢3	土石流	気仙沼市本吉町大柴（次の図のとおり）
中平沢	土石流	気仙沼市本吉町大柴（次の図のとおり）
中平沢2	土石流	気仙沼市本吉町大柴（次の図のとおり）
大東沢	土石流	気仙沼市本吉町大東（次の図のとおり）
大東沢2	土石流	気仙沼市本吉町大東（次の図のとおり）
大東沢3	土石流	気仙沼市本吉町大東（次の図のとおり）

八幡	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字助作（次の図のとおり）
荒沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字町（次の図のとおり）
街道方沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字街道方（次の図のとおり）
街道方東沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字街道方（次の図のとおり）
午王野沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）
平櫛の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町平櫛（次の図のとおり）
大柴	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町滝沢（次の図のとおり）
猪の鼻の2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町猪の鼻（次の図のとおり）
猪の鼻の1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町猪の鼻（次の図のとおり）
狩猟の4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本吉町狩猟（次の図のとおり）
狩猟沢	土石流	気仙沼市本吉町狩猟（次の図のとおり）
上野沢	土石流	気仙沼市本吉町上野（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮内沢	土石流	気仙沼市本吉町松ヶ沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所

1 寺要害沢 1	土石流	気仙沼市本吉町寺要害（次の図のとおり）
2 寺要害沢 1	土石流	気仙沼市本吉町寺要害（次の図のとおり）
午王野沢 3	土石流	気仙沼市本吉町午王野沢（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九十七号

柴田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙南広域都市計画公園
 - 2 名称 二・二・二百三十五号 清住二号公園
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十八号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - 2 名称 富谷町流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定により、市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 再開発会社の名称

多賀城駅北開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称

仙塩広域都市計画事業多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業

三 事業施行期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十八年十月三十一日まで

四 施行地区

多賀城市中央二丁目九十一番一、百十八番一の一部、百十八番八の一部、百十八番九の一部、百十八番十二の一部、百二十九番一の一部、百三十番一の一部、百三十番三の一部、百三十一番一の一部、百三十三番一の一部、百三十三番三の一部、百三十三番五の一部、百三十三番七の一部、百三十三番八から十まで、百九十一番一の一部、百九十三番三の一部、百九十三番七の一部、二百十七番一の一部、二百十七番二の一部、二百二十三番三の一部、二百二十三番四、二百二十三番六の一部、二百二十七番一の一部、二百二十七番三の一部、二百二十七番四の一部、二百二十八番一、二百二十九番一、二百二十九番三の一部、二百二十九番四の一部、四百六十番、四百六十一番の一部及び四百六十二番の一部

五 事務所所在地

多賀城市東田中二丁目四十番三十二千二号

六 施行認可の年月日

平成二十六年三月二十八日

七 規準及び事業計画の変更認可の年月日

平成二十八年一月二十一日

公 告

○県営大川地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に当たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営大川地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から平成二十八年二月二十二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

四 意見書の提出について

- 提出期限 平成二十八年二月二十二日
- 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八六〇八二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二
電子メールアドレス `etlsgsinks@pref.miyagi.jp`
- 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- その他 電話による意見はお受けできません。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

岩沼市下野郷字浜四十五番四、同字大松原三百三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市下野郷字大松原三百五番地の三 株式会社岩沼精工

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年一月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町加瀬字十三塚八十七番十一、百番四、百一番三、百一番四、百四十九番二
宮城郡利府町加瀬字十三塚百三番地三
柴田 ゆわゑ

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年一月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市大浦二十九番の一部、三十五番の一部、三十七番の一部、三十九番の一部、四十二番の一部、四十二番の一部、四十三番の一部、六十番の一部、六十二番の一部、二百五十六番十二の一部、二百五十六番十三の一部、二百五十六番十四の一部、二百五十六番十五の一部、二十九番地先の道の一部、二十九番地先の水の一部、三十五番一地先の道の一部、三十七番地先の水の一部、三十七番地先の堤の一部、四十一番二地先の水の一部、四十二番地先の道の一部、四十二番地先の水の一部、六十二番地先の道の一部、六十二番地先の水の一部、同市浪板三百七十二番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 非接触三次元表面粗さ測定機 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年一月七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社菊重 宮城県仙台市若林区卸町三丁目六番七号

五 落札金額 二千八百八万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十一月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか端末機設置場所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ平成二十八年二月九日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限
平成二十八年二月九日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年二月二十四日（水）までに必要書類を作成の上、1あてに提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十八年三月九日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてに必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十八年三月十日（木）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定に

よる。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 9, 2016, 5 : 00 pm.
- 2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 302 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 10, 2016, 9 : 30 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「国立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校をいう。）を「大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する学校をいう。）」に改め、「公立学校」の下に「地方公共団体が設置する学校をいう。」を加え、「所轄庁」を「免許法第二条第三項で定める所轄庁」に改め、「設置する」の下に「学校法人等（を、「学校法人をいう。）」の下に「又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。）」を加える。第二十二条中「次に掲げる書類」を「特別非常勤講師採用届出書（様式第十八号の二）」に改め、同条各号を削る。

第二十三条中「教諭」を「主幹教諭、指導教諭又は教諭」に、「免許教科以外の教科の教授担任許可願書」を「免許教科以外の教科の教授担任許可申請書」に改める。

附則第二項中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

様式第十八号の二及び様式第十九号を次のように改める。

様式第18号の2

特別非常勤講師採用届出書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

所轄庁等

印

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、下記の者を特別非常勤講師として採用したいので届け出ます。

記

設置者名			生年月日	年	月	日
採用予定者	(フリガナ) 氏名		性 別	男	・	女
教授又は実習を担任しようとする事項の内容	教科等		左記教科等の領域の一部等			
採用しようとする期間	年 年 月 月 日から 日 日まで	週当たりの担当時間数				時間
非常勤講師を必要とする理由						
上記の者を採用しようとする理由						
資格・免許等						
学歴・業務歴等	在学・在職期間	履 歴	事 項			
	年 年 月 月 日から 日 日まで					
	年 年 月 月 日から 日 日まで					
	年 年 月 月 日から 日 日まで					
	年 年 月 月 日から 日 日まで					
	年 年 月 月 日から 日 日まで					

様式第19号

免許教科以外の教科の教授担任許可申請書

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

設置者
学校名
所在地
校長氏名

印

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授を担当することの許可について、別紙全教科別週時間担当状況一覧を添えて申請します。

記

職 名	氏 名	最終学歴 教職経験年数	所有免許状 (教科)	許可申請教科		許可申請事由
				教科名	週時間数	
	印	()				
	印	()				
	印	()				
	印	()				
	印	()				
	印	()				
	印	()				
担任する期間	年 月 日から 年 月 日まで					

様式第二十三号を次のように改める。

様式第23号

年度 第 号

免許教科以外の教科の教授担任許可書

学 校 名
校長氏名

年 月 日付けで申請のあった免許教科以外の教科の教授担任については、下記の
とおり許可する。

年 月 日

宮 城 県 教 育 委 員 会

記

職 名	氏 名	教 科 名	職 名	氏 名	教 科 名
許 可 す る 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで	

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

第三条の二 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。